(目的)

第1条 この要綱は、掛川市市章(以下「市章」という。)を市以外の者が印刷物等に使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 市民等が市章を使用する場合は、あらかじめ市長に市章使用許可申請書(様式 第1号)を提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 市長は、市章の使用が次のいずれかに該当するときは、市章の使用を許可しないも のとする。
  - (1) 営利を目的として使用するとき。
  - (2) 営利団体が自己の標示に使用するとき。
  - (3) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれがあるとき。
  - (4) 市章の尊厳と品位を損なうおそれがあるとき。
  - (5) その他許可することが不適当と認められるとき。

(許可の条件)

- 第3条 市長は、市章の使用を許可する場合は、必要により条件をつけることができる。 (使用許可等の通知)
- 第4条 市長は、第2条第1項に規定する申請を受理したときは、速やかにその可否を 決定し、著作物使用許可書(様式第1号)により、市民等に通知するものとする。 (許可の取り消し)
- 第5条 市長は、市章の使用許可を受けた市民等が許可の条件を尊守しないときは、許可を取り消すことができる。

(市章の規格)

第6条 市民等が市長の許可を得て使用することができる市章の規格は、掛川市市章基本デザイン要素に定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。 附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。